

災害時における救援物資の提供等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の提供について乙が甲に協力すること、及び甲が乙の地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）を利用して市民に情報提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（救援物資の提供）

第2条 三条市内において、震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、甲から乙に救援物資の提供の要請があったときは、乙は、地域貢献型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに地域貢献型自動販売機への製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、同項に定める製品の提供のほか、甲の要請に基づく必要数量の飲料水を優先的に安定して甲に供給するものとする。

4 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。また、原則として飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定する。

5 甲が乙に第1項の要請をするときは、救援物資提供要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（市民への情報提供）

第3条 甲は、乙の地域貢献型自動販売機のメッセージボードを無償で利用し、平常時においては行政情報を、緊急時においては災害関連情報を市民に提供することができるものとする。

2 前項の規定により提供する情報の内容及びその表示については、甲の責任と判断により行うことができるものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかからこの協

定の解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年4月27日

甲 三条市
代表者 三条市長 高橋 一 夫

埼玉県桶川市加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 平野 博 史